

令和6年度
第2回 上越市いじめ問題対策連絡協議会

日時：令和7年2月3日（月）

午前9時30分～11時00分

会場：上越市教育プラザ 中会議室

< 次 第 >

1 開 会

2 報 告（非公開） ※個別案件が含まれるため非公開にて行う。

(1) 令和6年度 上越市内のいじめの実態について

いじめの未然防止等に向けた取組について

(2) 各機関における「令和6年度の取組及び成果・課題」について

3 協 議（非公開）

(1) 次年度の教育委員会のいじめ防止に向けた取組について

(2) 意見交換

4 教育長あいさつ

5 閉 会

○上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成 27 年 3 月 27 日
条例第 5 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
 - 第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条—第 7 条)
 - 第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会(第 8 条—第 11 条)
 - 第 4 章 上越市いじめ問題再調査委員会(第 12 条—第 14 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の規定に基づき、上越市いじめ問題対策連絡協議会、上越市いじめ防止対策等専門委員会及び上越市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等(法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)の連携を図るため、上越市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 3 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進について協議すること。
- (2) 関係機関等相互の連絡調整を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、いじめの防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 新潟地方法務局の職員
- (2) 新潟県上越児童相談所の職員
- (3) 新潟県警察の職員
- (4) いじめの防止等の取組に関し識見を有する者
- (5) 市の職員
- (6) 上越市立小学校及び中学校の校長
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

第3章 上越市いじめ防止対策等専門委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行い、及び重大事態が発生した場合の調査を行うため、上越市いじめ防止対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第9条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について専門的知見から調査研究し、及び審議すること。
- (2) 法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のため教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第10条 専門委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 精神保健に関し学識経験を有する医師
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、専門委員会について準用する。

第4章 上越市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第12条 法第30条第2項の規定による再調査を行うため、上越市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第13条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要な調査を行う。

(準用)

第14条 第5条から第7条まで及び第10条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第7条及び第10条中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(協議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

○上越市いじめ問題対策連絡協議会及び上越市いじめ防止対策等専門委員会規則

平成 27 年 3 月 30 日

教委規則第 2 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会(第 6 条—第 8 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成 27 年上越市条例第 5 号)に定めるもののほか、上越市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)及び上越市いじめ防止対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会

(会議)

第 6 条 専門委員会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員が議事に関し利害関係者である場合には、その委員は、会議に出席することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 専門委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(準用)

第 8 条 第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、専門委員会について準用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。